

# 3月・4月の 異動シーズンにあわせ 戸籍などの 臨時窓口を開設

日時 3月30日(日)・4月6日(日)  
午前8時45分～午後5時半  
場所 市役所本庁舎、亀田支所

4月1日(火)～3日(木)は本庁舎のみ、窓口の時間延長(午後7時まで)を実施します。(取扱業務は右表の●)

身分証明書や添付書類が必要な場合がありますので、詳しいことは事前に担当課へお問合せください。

## 取扱業務・お問合せ

届けの受付		
● 戸籍・転入(住基カードによる転入を除く)・転出・転居・印鑑登録	☎21-3173	戸籍住民課
○ 住居表示【本庁舎のみ】	☎21-3121	
証明書等の交付		
● 戸籍・住民票(広域交付を除く)・印鑑登録	☎21-3168	戸籍住民課
● 住基カード(転入による継続利用を除く)		
● 転入学指定書・母子手帳・出稼労働者手帳		
● 特別永住者証明書【本庁舎のみ】	☎21-3173	
○ 税務証明書(所得証明、納税証明など)	☎21-3206	税務室市民税担当
● 納付確認書(国保・後期高齢者医療制度)	☎21-3154	国保年金課
住民異動に伴う手続き		
● 国民年金	☎21-3159	国保年金課
● 国民健康保険	☎21-3150	
● 後期高齢者医療制度	☎21-3184	
● 介護保険	☎21-3025	高齢福祉課
● 身体障害者手帳・療育手帳	☎21-3264	障がい保健福祉課
● 精神障害者保健福祉手帳【本庁舎のみ】	☎21-3077	
● 医療助成(重度心身障害者)	☎21-3187	
● 医療助成(子ども・ひとり親家庭等)	☎21-3181	子育て支援課
● 児童手当・児童扶養手当	☎21-3267	
納付相談		
● 国保・後期高齢者医療制度【本庁舎のみ】	☎21-3153	国保年金課

## 引っ越しごみ等の処理

引っ越しなどによる多量のごみは一度に出さず、収集に支障がないよう数回に分けて出してください。

ごみをダンボール箱や指定ごみ袋以外の袋に入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

ダンボール・雑誌・新聞紙は、町会等の集団資源回収に出してください。

### ■多量ごみの処理

ご自身で処理施設に直接搬入するか、収集運搬許可業者(紹介先=函館清掃事業協同組合 ☎54-3565)に処理を依頼してください。

### ■粗大ごみのお申込み

粗大ごみの収集は申込制のため、余裕を持って清掃事業課(☎51-5163)へお申込みください。

●ごみの分け方・出し方は各家庭に配布している「家庭ごみ分別マニュアル」をご覧ください。

お問合せ 清掃事業課 ☎51-0796

## 住所異動届はお早めに

住所異動(転入・転出・転居)に関する届出の期間は次のとおりです。

- ・転入届 他の市区町村から函館市に移ってきた日から14日以内
- ・転出届 函館市から他の市区町村へ移る前
- ・転居届 市内で引っ越しをしてから14日以内

※届出の際には、運転免許証や健康保険証などによる来庁者の本人確認が法で義務づけられています。

3月24日(月)～4月3日(木)の期間は大変な混雑が予想されます。特に午前10時頃から午後2時頃までは混み合いますので、時間に余裕を持っておいでください。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3173

〈広告〉

あなたの  
ほしいものを  
パトロール



1年に1個しか売れない商品でも、  
買う方がいらっしゃる限りおき続けます。

いつもあなたの  
そばにいます。

豊富な品揃え、文具・事務用品の専門店  
**石田文具**

本社/函館市鍛冶1丁目39番11号  
小売部/北斗市七重浜2丁目45-5 TEL(0138)49-3171(代) FAX(0138)49-3271  
営業時間/午前8時半～午後9時迄 日・祝 午前9時～午後9時迄(年中無休)